

仕 様 書

1. 件名

新国立劇場廃棄物処理業務

2. 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

3. 対象物

(1) 事業系一般廃棄物

産業廃棄物及び特別管理一般廃棄物を除く廃棄物等

(2) 産業廃棄物

廃プラスチック類、金属屑、ガラス屑及び陶磁器屑等

※産業廃棄物は上記の区分のみとする。特別管理一般廃棄物（汚泥等）、特別管理産業廃棄物（廃油等）は、本件業務には含まない。

(3) 特殊廃棄物

舞台廃材（金属屑）、舞台廃材（混合）及びOA機器他粗大ゴミ

4. 収集場所

東京都渋谷区本町1-1-1

①新国立劇場 地下2階 廃棄物置場

②新国立劇場 地上1階 集塵処理室

③その他発注者の指定した場所

5. 業務の範囲

(1) 事業系一般廃棄物

新国立劇場内で排出される一般廃棄物を、収集場所から搬出、運搬、分別、処理し、再生不能の廃棄物は、東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場に搬入する。再生又は資源化可能な廃棄物（再生処理物）は、それぞれを再生資源化先まで運搬する。

(2) 産業廃棄物

新国立劇場内で排出される産業廃棄物を、収集場所から搬出、運搬、分別、処理し、再生不能の廃棄物は、最終処分場に搬入する。再生又は資源化可能な廃棄物（再生処理物）は、それぞれを処理し再生資源化先まで運搬する。

6. 排出予定数量

別表のとおり

7. 通常処理

(1) 収集日

- ① 事業系一般廃棄物（可燃ごみ）の収集日は、原則として日曜日と年末年始を除いた毎日とする。但し一般廃棄物のうち再利用分（ミックスペーパー、新聞及び雑誌、ダンボール）の収集日はそれぞれ週1回の固定曜日とする。曜日についてはあらかじめ発注者と協議の上決定するものとする。
- ② 産業廃棄物及びビン・カン・ペットボトルの収集日は、週3回の固定曜日とする。曜日についてはあらかじめ発注者と協議の上決定するものとする。

(2) 収集時間

- ① 一般廃棄物の作業は、午前中に終了させること。収集時間の指示があった場合は、それに従うこと。
- ② 年末年始や連休明けなどごみの量が増大するときは、効率よく収集できるような体制を図ること。但し、積載違反は厳禁とする。

8. 臨時処理

- (1) 一時期に大量の事業系一般廃棄物または産業廃棄物が排出された場合は、発注者と協議の上速やかに処理すること。
- (2) 臨時処理のための収集運搬費は、発注者と協議の上、別途運搬車両単位で定める。
- (3) 家電廃棄物に関する家電リサイクル料金は、定められた料金を別途支払う。

9. 収集作業

- (1) 廃棄物は、別途契約の清掃業者により以下の種類に分別され、指定する場所に集積されているので、その集積場所から収集すること。

- ① 生ごみ・吸殻
- ② 新聞及び雑誌
- ③ ダンボール
- ④ ミックスペーパー
- ⑤ ①から④以外の一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く）
- ⑥ ビン
- ⑦ 缶
- ⑧ ペットボトル
- ⑨ ⑥から⑧以外の産業廃棄物（粗大ゴミを除く廃プラスチック類、金属屑、ガラス屑及び陶磁器屑）

- (2) 廃棄物の引渡し及び廃棄物管理表の受渡しは清掃業者が行うので、収集に関する打合せは、発注者及び清掃業者と行うこと。

- (3) 廃棄物の計量は原則として実重量とする。計量に必要な機器等は請負者が用意すること。

(4) 委託された廃棄物は、受け入れから処分の完了まで、法令等に基づき認可を受けた車両及び場所において適切に行うこと。

(5) 委託された廃棄物中に、処分に支障をきたすおそれのある物質が含まれている場合は、速やかに発注者に報告し、それらの物質が廃棄物に混入することを防ぎ収集を行う。

(6) 廃棄物保管場所中施設箇所については、発注者の立会いの下実施する。

10. 処理作業機器

(1) 集積廃棄物圧縮機（コンベア式コレクタ反転式ドラムパッカー）

容積 8 立方メートル 1 台

(2) 冷蔵庫 生ゴミ用 1 坪タイプ 1 台

11. 運搬車両

(1) 塵芥車の車高は、2.1 ｍ以下であること。2.1 ｍ以下であることを証明する車両の写真及び車検証の写しを添付のこと。また、対象廃棄物ごとに車両を区別している場合は、その車両の写真・車検証の写しも添付のこと。

(2) 事故、収集漏れ、緊急時の収集等に迅速に対応できる体制を整えること。

(3) やむを得ず、登録車両以外車両を使用する場合は事前に承諾を得ること。

12. 報告

委託された廃棄物管理票 1 件ごとの業務終了後、発注者に廃棄物管理票の提出により報告を行う。廃棄物管理票については、責任をもって取扱う。

(1) 事業系一般廃棄物 「一般廃棄物管理票」 A 票、D 票

(2) 産業廃棄物 「再資源化物搬出伝票」

「産業廃棄物管理票」 A 票、B 2 票、D 票、E 票

※産業廃棄物の最終処分が完了した時点で最終処分終了票（E 票）を提出

13. その他

(1) 業務に従事する者は、業務内容を十分熟知し、常に適正な判断ができるものとする。

(2) 業務に従事する者は、作業上の安全を確保するため、1 年以上の収集運搬経験を有するものとする。

(3) 業務に従事する者の名簿を提出すること。

(4) 委託業務の実施中、突発事故が発生した場合は、遅滞なく発注者に報告すること。また、収集に支障をきたさないよう対策を講じること。

(5) 契約満了または解除されたとき、請負者は次の請負者が円満に業務を履行できるよう十分に引継ぎを行うこと。

請 負 契 約 書 (案)

件 名 新国立劇場廃棄物処理業務
場 所 東京都渋谷区本町 1-1-1 新国立劇場
マニフェスト伝票番号 2 8 0 1 1 1 3

発注者 公益財団法人新国立劇場運営財団（以下「甲」という。）と請負者 ○○○○○○（以下「乙」という。）との間において、一般廃棄物、産業廃棄物並びに特殊廃棄物の収集・運搬・処理及び資源回収業務に関し、次の条項により単価契約を結ぶものとする。

第 1 条 乙は、別紙の仕様書に基づいて廃棄物処理業務を誠実に行うものとする。

第 2 条 契約期間は平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までとする。

第 3 条 毎月の収集・運搬・処理費は別紙単価表を基に算出する。なお、年間排出量は次のとおりとする。

但し、甲の排出量は、予定排出量を上回り、又は、下回ることができる。

(1) 一般廃棄物 (予定排出量約 3 5 . 0 トン)

再生古紙 (予定排出量約 3 3 . 0 トン)

(2) 産業廃棄物 (予定排出量約 3 2 . 0 トン)

(3) 特殊廃棄物 ①舞台廃材（金属屑・混合）及び O A 機器他粗大ゴミ
(予定排出量約 9 . 0 トン)

②上記以外の特殊廃棄物については、発生の都度、協議する。

第 4 条 乙は、当該月の排出量を集計し、翌月の 5 日までに廃棄物処理料金請求書を新国立劇場運営財団総務部施設課に送付するものとする。

第 5 条 甲は、適法な請求書を受理した日から 3 0 日以内に支払うものとする。

第 6 条 乙は、甲の廃棄物保管場所で収集した廃棄物の中で再生資源となりうる物については積極的にリサイクルを行わなければならない。

第 7 条 乙は、従業員の身元、風紀、衛生並びに作業規律の維持に関し責任を負うとともに、甲の設備、器物、財産等の破損及び危険防止に留意し、甲の業務に支障をきたさないようにするものとする。

第8条 乙は、業務上知り得た甲の秘密を第三者に漏らしてはならない。

第9条 乙は、廃棄物保管場所等の清潔保持に努めるとともに、火災等の災害防止に留意するものとする。

第10条 乙は、廃棄物の処理並びに再生資源の回収にあたり、関係する監督官公庁が定める諸法令等を遵守する義務を負うものとする。

第11条 契約期間中に経済事情に著しい変動があった場合、又は東京都清掃局の処理手数料が改定され、若しくはその他正当な事由があると認められるときは、甲、乙間で、協議して料金を改定するものとする。

第12条 業務の遂行にあたり、乙は、その不注意もしくは故意により、甲若しくは、第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責任を負う。ただし、甲又は第三者がその不注意もしくは故意により、廃棄物以外の物品を廃棄物保管場所に置き、乙が当該物品を廃棄物として処理し、その結果損害が発生しても、乙は責任を負わないものとする。

第13条 甲は、乙が下記の各号の一に該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

(1) 契約期間中に乙が甲の指示に従わなかったとき。

(2) 契約期間中に乙が契約条項を履行しないとき又は履行する見込みのないとき。

2. 前項の規定又は法令の規定により、この契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき、甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲・乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約を解除することはできない。

第14条 甲は、乙又は乙の下請負者及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者(下請負が数次にわたるときはその全てを含む)が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という)に属すると認められるとき

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

(3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(6) 自らまたは第三者を利用して、甲または甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

第15条 この契約について、甲・乙間に疑義が生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

第16条 甲と乙とは、本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることを合意する。

第17条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書は2通作成し、甲、乙各記名、捺印のうえ、各1通を所持するものとする。

平成30年 月 日

東京都渋谷区本町1-1-1

(甲) 公益財団法人新国立劇場運営財団
理 事 長 尾 崎 元 規

(乙)

平成30年度 廃棄物処理単価表(案)

<通常回収>

区分	種別	契約単価 /kg
一般	可燃(厨芥・紙屑)	円 銭(消費税 円 銭含む)
	ダンボール	円 銭(消費税 円 銭含む)
	雑誌	
	新聞	
	上質紙	
産廃	廃プラ・金属クズ	円 銭(消費税 円 銭含む)
	缶	
	ビン	
	ペットボトル	

<特殊廃棄物>

種別	契約単価 /kg
舞台廃材(混合)及び OA機器他粗大ゴミ	円 銭(消費税 円 銭含む)